

国指定円山川下流域鳥獣保護区
円山川下流域特別保護地区計画書
【変更（区域拡張及び保護指針の変更）】

平成 29 年 10 月 30 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

円山川下流域特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

(田結地区)

兵庫県豊岡市田結字細坂 1699-1 番地の西側地番界と県道久美浜氣比線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み田結字サゴ谷 1321-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1322-1 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷 1327 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1328 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 1329 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ 1409 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同 1404-1 と同 1418 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畠 1266-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1263 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 1262-1 と同 1265 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同 1242 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南西に進み字鳥ヶ本 1078 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1079 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1073 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所から同所と字辻堂前 546 の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字久西 452-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 440-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同 449 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 447 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 445 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 444 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 446 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 448 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 450 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 451 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同 452-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田 466 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 463 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 462 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 471 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 459-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同所と起点とを結ぶ直線を北西

に進み起点に至る線に囲まれた区域。
(気比・畠上地区)

兵庫県豊岡市気比字崩シ 239-5 北端を起点とし、同所から山林地類界を南東に進み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷 285 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代 783 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津 841 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字寒浪 891 の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畠上向往線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畠上線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畠上字ミサビ谷 39 の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同 41 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 37 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同所と字三百保 116 の南西端とを結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線に囲まれた区域（畠上字森ヶ下 693-1、700-1、同堂ノ前 185-4、193-4 及び 200-4、並びに気比字椎ヶ下 1436-2 を除く。）。

(楽々浦地区)

兵庫県豊岡市の円山川右岸の距離標 2.4 km 点を起点とし、同所から楽々浦湾の汀線を東進し国管理区間の境界線との交点に至り、同所から国管理区間界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(戸島地区)

兵庫県豊岡市城崎町戸島字平島 2075-2 北端を起点とし、同所から豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地敷地を東進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し字中島 2042 の南端に至り、同所から水田管理道路を西進し同 2045 の南西端に至り、同所から水田管理道路を北進し起点に至る線に囲まれた区域。

(桃島地区)

兵庫県豊岡市の円山川国管理区間界と桃島川の兵庫県指定区間界との境界線南端右岸を起点とし、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る線に囲まれた区域。

(立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区)

兵庫県豊岡市の円山川国管理区間界と国道 312 号との交点を起点とし、国道 312 号との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路境界線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み六方川の兵庫県指定区間界の左岸区間界との交点に至り、同所から同川区間界を南東に進み中谷字榎 44 の南東端と最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 43-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 43-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 42 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 42 の北西端と同 46 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字六反田 40 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 39 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 38 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 37 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 37 の南西端と字堤の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 5 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 6 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 6 の南西端と河谷字ハシノ 401-2 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同 581-1 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を南進し同 581-1 の南東端と同 595-4 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を南進し同 595-5 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-6 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-7 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 595-8 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同 596-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 596-4 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 959-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 960-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 961-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 961-3 の北西端と河谷字ハシノ 591-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同所と同 411 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 409 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 408-1 の北西端と同 406-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 406-2 の北西端と同 393 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 393 の北西端と字セリノ 373 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 373 の北西端と同 355 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字口戸 390 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地

番界を西進し同 389 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 388 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 387-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 387-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 386 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 386 の北西端と同 384 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 384 の北西端と同 376 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 378 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 379 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 380-3 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 381-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 382 の北東端と字セリノ 338 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同所と同 335-2 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 355-2 の北西端と同 323-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 323-1 の北西端と同 321 の南端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南端に至り、同所から同地番界を西進し同 321 の北西端と同 372 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北東に進み同 372 の北端から同 373 の西端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 373 の北西端から同 356 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と立野字下宮道 1201 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を西進し同 1202 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1203 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1204 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1205 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 1205 の北西端と同 1199-3 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同所と字上宮道 1208 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 1208 の南西端と同 1212 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同番地を西進し同 1212 の南西端と国管理区間界を結ぶ直線を進み同区間界に至り、同所から同区間界を北西に進み同区間界と起点を最短距離で結ぶ直線を進み起点に至る線に囲まれた区域。

(倉見・伊豆・安良地区)

兵庫県豊岡市出石町伊豆字ウグイ 1298-2 の南西端を起点とし、同所から同地番界を東進し同 1298-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同 1298-1 の北東端と字大保恵 977-2 の西端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の西端に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同 970-2 の北西端と同 1093-1 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 1093-1 の北西端と倉見字地蔵田 803 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 803 の北西端と同 809 の南西端を結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から同地番界を北進し同 809 の北西端と同 815 の南端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の南端に至り、同所から同

地番界を西進し同 816 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 815 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 814 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 813-2 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 813-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 812 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 811 の北東端と字ウグイ 794 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 793 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 792 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 791 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 791 の北東端と字中連下 770 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 770 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 769 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 768 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 767 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 766 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 765 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 764 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 763 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 762 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 757 の北東端を結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同所と字貝田 736-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 736-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 735 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 734 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 734 の北東端と字越田 696 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 695 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 694 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 693 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 692 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 691 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 690 の北東端と字下池本 671-2 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 671-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 670 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 669 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 668 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 668 の北東端と字中田 651 の北西端を結ぶ直線を進み同番地の北西端に至り、同所から同地番界を東進し同 650 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 649 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 649 の北東端と六方川の兵庫県指定区間界の左岸区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川左岸と安良字大町 470 の北東端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の北東端に至り、同所から同地番界を東進し同 470 の北西端と出石町伊豆字城縄手 360-2 の東端を最短距離で結ぶ直線を進み同番地の東端に至り、同所から同地番界を南進し同 360-1 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 360-1 の南西端と字米田 658-1 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 658-2 の地番界との交点に至

り、同所から同地番界を西進し同 659 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 659 の南西端と字万燈繩手 794 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 795 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 796 の南端と字三ノ神子 896 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 897 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 897 の南西端と字新田 904 の南東端を結ぶ直線を進み同番地の南東端に至り、同所から同地番界を西進し同 901 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同 900 の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同 900 の南西端と国管理区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北西に進み同区間界と起点を最短距離で結ぶ直線を進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 6 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971 年には野外から姿を消し、1986 年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965 年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005 年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、2017 年 3 月現在、88 羽のコウノトリが野外で生息している。当該区域では、2008 年から 2016 年までに 29 羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、コウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息している。その中でも、水田及びその周辺（田結地区、気比・畠上地区、立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区及び倉見・伊豆・安良地区）並びに湿地

（戸島地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥並びに幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区、百合地地区及び伊豆地区には人工巣塔がそれぞれ 1 基ずつあり、安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧 II 類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ、ミサゴ等の鳥類を始めとして 41 科 152 種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域は円山川下流域の中でもコウノトリを始めとする鳥類にと

って特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを中心とする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを中心とする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、円山川下流域を中心に主に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平坦部は水田又は市街地となっている。谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシやオギ等の群落が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類では、カツブリ、マガムラ、コチドリ、アオゲラ、ジョウビタキ等、41 科 152 種の鳥類が確認されており、採餌、休息及び繁殖の場として当該区域が利用されている。

哺乳類では、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等、11 科 16 種の生息が確認されている。

両生類は 3 科 6 種、爬虫類は 5 科 10 種が確認されており、両生類ではニホンア

マガエルやヌマガエル、爬虫類ではニホントカゲやシマヘビが多く生息している。

魚類は 19 科 62 種が生息しており、環境省レッドリスト 2015 における絶滅危惧 I B 類のゲンゴロウブナ、準絶滅危惧種のシマヒレヨシノボリ、ジュズカケハゼが一般的に見られる種として確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

- ア 鳥類 別表 2 のとおり。
- イ 獣類 別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。特にニホンジカについては、捕獲や防鹿柵の設置等の対策により 2015 年には農林業被害面積は前年度より減少したが、経年に見れば被害は増加傾向にある。

直近の有害鳥獣捕獲実施状況 (件数 : 件、頭数 : 頭、羽)

鳥獣名	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
カワウ	-	-	-	-	1	16
カラス科	1	47	2	27	2	33
イノシシ	1	1, 155	2	1, 383	2	1, 809
ニホンジカ	1	3, 483	2	4, 041	2	4, 815
ヌートリア	1	25	2	65	2	35

※捕獲頭数は豊岡市全域で捕獲した頭数を示す。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札及び標柱 20 基
- (2) 案内板 4 基

7 変更（区域拡張）の理由

コウノトリの野外生息数の増加を受け、当初指定時より安定的にコウノトリの採餌、休息及び繁殖の場として利用されている円山川下流域並びに周辺水田を当該区域に生息する鳥獣と一体的に保護及び管理する必要があるため。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成 24 年 6 月 1 日（平成 24 年 5 月 30 日環境省告示第 91 号）

別表1 円山川下流域鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	78 ha	252 ha	330 ha	73 ha	230 ha	303 ha	ha	ha	ha
水面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha
その他	156 ha	42 ha	198 ha	21 ha	6 ha	27 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	6 ha	14 ha	20 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
都道府県有地	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	1 ha	ha	1 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	6 ha	14 ha	19 ha	5 ha	14 ha	19 ha	ha	ha	ha
私有地等	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	227 ha	280 ha	507 ha	89 ha	222 ha	311 ha	ha	ha	ha
公有水面	316 ha	240 ha	556 ha	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha
計	550 ha	534 ha	1,084 ha	125 ha	236 ha	361 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	333 ha	ha	333 ha	42 ha	ha	42 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	180 ha	ha	180 ha	39 ha	ha	39 ha	ha	ha	ha
普通地域	153 ha	ha	153 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干涸の面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

別表 2

ア. 鳥類

カモメ科	ユリカモメ ○ ウミネコ カモメ シロカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ <u>コアジサシ</u> クロハラアジサシ	VU、国際希少	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 夏鳥 迷鳥
タカ目	ミサゴ科 ○ ミサゴ タカ科 ○ トビ チュウヒ ハイイロチュウヒ ハイタカ オオタカ ○ ノスリ ケアシノスリ クマタカ	NT EN、国内希少 NT NT	留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥 留鳥 留鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥
フクロウ目	フクロウ科 コミミズク		冬鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科 ○ カワセミ		留鳥
キツツキ目	キツツキ科 ヤマセミ コゲラ		留鳥 留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科 チョウゲンボウ アカアシチョウゲンボウ コチョウゲンボウ ハヤブサ	VU、国際希少	冬鳥 迷鳥 冬鳥 留鳥
スズメ目	モズ科 ○ モズ アカモズ オオカラモズ コクマルガラス カラス科 ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	EN	留鳥 夏鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥
	ツリスガラ科 ツリスガラ シジュウカラ科 コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ		冬鳥 留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
	ヒバリ科 ○ ヒバリ ハマヒバリ		留鳥 旅鳥(冬鳥)
	ツバメ科 ○ ツバメ ○ コシアカツバメ ○ イワツバメ		夏鳥 夏鳥 夏鳥
	ヒヨドリ科 ○ ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス科 ○ ウグイス		留鳥
	エナガ科 ○ エナガ		留鳥
	ムシクイ科 ムジセッカ オオムシクイ メボソムシクイ	DD	旅鳥(冬鳥) 夏鳥 夏鳥
	メジロ科 ○ メジロ		留鳥
	センニュウ科 マキノセンニュウ シマセンニュウ		夏鳥 旅鳥
	ヨシキリ科 ○ オオヨシキリ コヨシキリ		夏鳥 夏鳥
	セッカ科 ○ セッカ		留鳥
	ムクドリ科 ○ ムクドリ コムクドリ		留鳥 旅鳥
	ヒタキ科 ○ シロハラ ○ ツグミ ノゴマ ルリビタキ ○ ジョウビタキ ○ ノビタキ ○ イソヒヨドリ		冬鳥 冬鳥 迷鳥 留鳥 冬鳥 夏鳥 留鳥
	イワヒバリ科 ヤマヒバリ		迷鳥
	スズメ科 ○ スズメ		留鳥

セキレイ科	ツメナガセキレイ キセキレイ ○ ハクセキレイ ○ セグロセキレイ ビンズイ タヒバリ	冬鳥 留鳥 留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥
アトリ科	アトリ ○ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ ハギマシコ ベニマシコ アカマシコ シメ	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 迷鳥 冬鳥
ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ	冬鳥
ホオジロ科	シラガホオジロ ○ ホオジロ ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ ノジコ アオジ シベリアジュリン オオジュリン	迷鳥 留鳥 冬鳥 旅鳥 (冬鳥) 冬鳥 冬鳥 夏鳥 留鳥 夏鳥 旅鳥 (冬鳥) 冬鳥

合計 16目 41科 152種

(注)

- データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果及び今年度の現地調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR：絶滅危惧 I A類、 EN：絶滅危惧 I B類、 VU：絶滅危惧 II類、

NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

別表3

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ コウベモグラ <input type="radio"/> モグラ科の一種		
コウモリ	ヒナコウモリ コウモリ	<input type="radio"/> アブラコウモリ <input type="radio"/> コウモリ目の一種		
ネコ	イヌ	<input type="radio"/> タヌキ <input type="radio"/> キツネ		
	イタチ	<input type="radio"/> テン <input type="radio"/> チョウセンイタチ <input type="radio"/> ホンドイタチ イタチ属の一種		
	アライグマ	<input type="radio"/> アライグマ		特定外来生物
	ジャコウネコ	ハクビシン		
ウシ	イノシシ	<input type="radio"/> ニホンイノシシ		
	シカ	<input type="radio"/> ホンシュウジカ		
ネズミ	ネズミ	<input type="radio"/> ハタネズミ <input type="radio"/> カヤネズミ <input type="radio"/> アカネズミ <input type="radio"/> ドブネズミ		
	ヌートリア	<input type="radio"/> ヌートリア		特定外来生物
ウサギ	ウサギ	<input type="radio"/> ノウサギ		
合計	6目	11科	16種	

(注)

1. データは、国土交通省豊岡河川国道事務所の既存調査結果に拠る。
2. 獣類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（2002年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

C R : 絶滅危惧 I A類、 E N : 絶滅危惧 I B類、 V U : 絶滅危惧 II類、
N T : 準絶滅危惧、 D D : 情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物